

笠間市議会総務企画委員会・建設産業委員会連合審査会記録

令和6年6月7日 午後3時13分開会

出席委員

総務企画委員長	安見貴志君
総務企画副委員長	川村和夫君
総務企画委員	長谷川愛子君
〃	河原井信之君
〃	田村泰之君
〃	石井栄君
〃	西山猛君
建設産業委員長	益子康子君
建設産業副委員長	畑岡洋二君
建設産業委員	内桶克之君
〃	飯田正憲君
〃	石松俊雄君
〃	小藺江一三君
〃	石崎勝三君

欠席委員

なし

出席説明員

総務部長	後藤弘樹君
総務課長	稲田和幸君
総務課長補佐	木村幸広君
総務課G長	松葉茂博君
上下水道部長	友部邦男君
下水道課長	高久和一君
下水道課長補佐	野沢力君
下水道課主査	安保信男君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵美子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久

議 事 日 程

令和 6 年 6 月 7 日（金曜日）

午後 3 時 1 3 分開会

- 1 開会
- 2 案件 諮問第 3 号 審査請求に関する諮問について

午後 3 時 1 3 分開会

○安見委員長 お疲れのところ、総務企画委員会の皆様、建設産業委員会の皆様、並びに執行部の方々におかれましては、連合審査会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

本日は、総務企画委員会に付託されました諮問第 3 号について、建設産業委員会も関連する案件でありますので、連合審査をお願いしたところであります。

よろしくお願いいたします。

なお、連合審査会において質疑の後、建設産業委員会の委員の皆様におかれましては、討論、表決には加わることはできませんので、あらかじめ御承知おき願います。

委員会の会議録が公開されております。発言時にはマイクの使用をお願いいたします。

それから本日は、傍聴の申出がありましたので、これを許可しております。

○安見委員長 ただいまの出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから連合審査会を開会いたします。

説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。

また、議会事務局より堀内次長、鶴田補佐、神長係長が出席しております。

本日の会議の記録は、鶴田補佐をお願いいたします。

○安見委員長 それでは、諮問第 3 号審査請求に関する諮問についての審査を行います。

この資料はタブレット 04 総務企画委員会のフォルダ連合審査会フォルダにありますので、そちらをお開き願います。

ここで委員の皆様に申し上げます。本諮問に対する質疑の際は、個人情報等に十分配慮して発言していただくようお願いいたします。

それでは、提案者の説明を求めます。

総務課長稲田和幸君。

○稲田総務課長 総務課の稲田でございますよろしくお願いいたします。

諮問第 3 号につきまして御説明いたします。

諮問の内容ですが、審査請求があったことに対しまして、審査請求を棄却することについて、地方自治法第 229 条第 2 項の規定により諮問するものでございます。

市が審査請求人です。住所、氏名は記載のとおりです。

2 の審査請求に係る処分ですが、補足させていただきまして、下水道課が令和 5 年 2 月から令和 6 年 3 月までに審査請求人に下水道使用料、合計 3 万 2,232 円を請求したことについてでございます。

3 の審査請求の内容ですが、こちらも補足説明させていただきます。（１）の審査請求の趣旨は、下水道使用料の請求を取り消すことでございます。（２）申請者の不確知については、申請書は業者が代筆したもので、提出されたことも知らず署名したこともないとの指標でございます。イの笠間市公共下水道条例施行規程の無視ですが、申請書様式には、申請者と土地所有者が異なる場合は、同意を求めています、記載がなかったことから、不備があり、不適法であるとの主張でございます。ウの排水設備工事の接続確認の瑕疵ですが、条例に基づく工事完成届の提出により完了検査が行われていないことから、排水設備に該当し得ないとの主張でございます。エにつきましては記載のとおりです。

4 の棄却する理由ですが、（１）の申請者の不確知につきましては、処分庁は申請者である、審査請求人と業者とが合意のもとに申請書が提出されたものと判断しまして、申請書を受領し、排水設備計画確認通知書を交付した行為は妥当であるとし、なお、業者が申請に当たり、業者が審査請求人及び代理人の意思を十分に確認しなかったことについての瑕疵は認められるが、処分庁のなした処分を取り消すほどの瑕疵は認められないと判断したところでございます。（２）の笠間市公共下水道条例施行規程の無視につきましては、申請者である、審査請求人が土地所有者でないため、本来同意が必要でありましたが、審査請求人が当該住所地の上水道の利用者であり、また、審査請求人と土地所有者が親子で同一世帯であることが確認できたため、処分庁が施行規程第 4 条第 2 項の規定によりまして、排水設備計画確認書を交付したことは妥当であるといいたしました。（３）の排水設備工事の接続確認の瑕疵につきましては、本件工事においては既に、公共下水道接続工事が行われ、条例第 7 条第 1 項に基づく配水設備検査を受けることなく、公共下水道に接続して使用していると見受けられたため、令和 4 年 8 月 22 日に処分庁の職員が審査請求人宅を訪問し、公共下水道に接続されていることを確認しており、接続確認に瑕疵があったとは言えないと判断いたしました。（４）令和 4 年 8 月 22 日の現地接続確認についてにつきましては、当該日の現地接続確認は通常の検査過程と異なる形であったため、処分庁の記録として、排水設備工事に係る相談等経緯（時系列）を作成しており、当該日の記録があることから、現地接続確認を実施したことが認められると判断いたしました。

以上のことから、処分庁が事務処理を行うに当たっては、より慎重かつ丁寧な対応が必要であったと考えられるが、これらの事務処理に重大な瑕疵があったとまでは言えず、それをもって本件処分の取消しまでの理由となるものではなく、審査請求人及び代理人の主張は採用することができない。よって、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるものとするものでございます。

諮問の説明は以上でございますが、続きまして、審査請求が提出されましてから諮問までの経過を説明させていただきたいと思います。

令和5年3月13日に行政不服審査法に基づく審査請求が提出され、受理いたしました。その後、4月に審査庁に所属する職員を審理委員に指名し、審理手続に入りました。

審理につきましては、法に基づきまして、下水道課に弁明書の提出を求め、提出を受けて、審査請求人に弁明書を送付し、審査請求人から反論書の提出を受け、審理員が双方の意見を確認しながら真理を行ってまいりました。

なお、令和5年5月から同年12月までの間に、下水道課から弁明書の提出が3回、代理人から反論書の提出が3回ございました。

その後、審理員が書面による審理を終結しまして、令和6年5月16日に審議委員から、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、却下されるべきであるとの審理員意見書が提出され、審理委員の意見書をもとに、4の棄却しようとする理由により判断し、諮問したものでございます。

説明は以上でございます。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思いますが、ただいま、諮問の内容の説明それから時系列の説明がございました。これだけの人数の委員の皆さんおられます、質問が前後する、あるいはそういったところから、ひいては時間がかかってしまうようなことも想定されますので、これ私からの提案でございますが、審査請求に対する諮問については、諮問第3号のほうの資料の部分部分を区切って質問を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。具体的には、1ページ審査請求の趣旨を一つとしまして、次が、審査請求の理由で申請者の不確知、申請、請求のほうの主張とそれに対する見解、あわせて、項目としては、5段階、結論まで行けば6段階に区切って質問を区切ってお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

石松委員。

○石松俊雄委員 審査請求の中身に入る前に、経過においてお聞きしたいことが何点かあるのですけど。

○安見委員長 経過についてということで、取りあえず区切ってオーケーをさせていただければと思いますが、執行部もそれで大丈夫ですね。

まずは経過について質問を頂きたいと思います。

質疑のある方は挙手によりお願いをいたします。

石松委員。

○石松俊雄委員 経過の中で、工事の一部手直しを依頼をしたという経過が残っています。一部手直しが行われたいまま、接続がされたということなんですけど、この一部手直しの具体的な中身と、この手直しが行われたいまま接続をされたということについては、何も問題が生じてないのかどうかと、その2点について教えてください。

○安見委員長 下水道課長、高久和一君。

○高久下水道課長 ただいまの質問なんですけども、手直し工事についてはですね、経過のほうにもあるように5月にですね、代理人と一緒にですね、現地を確認しまして、手直しが判明したわけなんですけども、手直しについてはですね、ちょうど配水管がありまして、配水管に曲がりがあるところについては、桝を設けることになってるんですけども、曲があるにもかかわらず、桝をついつけていなかったっていうのが、手直しの工事の中身になります。

それで、そのあとですね、うちのほうでもですね、業者と、あと代理人の方についてなんですけど、やはり、行き違いがございまして、なかなか代理人のほうですね、和解を前提にですね、お話をしようと思ったところなんですけども、なかなか、和解に対してのですね、提案をこちらでしてるんですけど、なかなか応じてくれなかったっていうのがですね、現状でして、このままの状況になっているということでございます。

それで接続に関してはですね、8月に、話合いがなかなか進展しないものですから、うちのほうの職員2名で、現地確認を行ったところなんですけども、下水道に接続していることが確認がとれましたので、うちのほうで料金をかけるような流れをとったわけでございます。

○安見委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 その経過は分かるんですけど、要するに桝を付けるべきところに桝を付けなかったわけですね。だから一部手直ししなさいって言ったけれど、手直しがされてないわけですよね。手直しがされてないまま接続をしたわけじゃないですか。このことに対する責任とか問題っていうのは何も起きないということなのですか。

ここが何で問題にならないのかが、私は分からないのですよ。ここが問題にならないまま、いきなり料金の話のところに行くのかというところが、ちょっとよく分からないところなんですけど。

○安見委員長 上下水道部長友部邦男君。

○友部上下水道部長 ちょっと補足させて説明をさせていただきたいと思います。

まず、今課長から説明がありましたように、5月の16日、遡りますけど5月の16日に現地の確認検査ではなく確認を行っています。これはですね、通常申請書、下水道につながりますよっていう申請書が下水道課に提出されまして、そのあとその中身を審査をして、

この申請書のとおりに工事をやっていいですよという確認書を下水道課で出します。その確認書までの作業は行われております。その確認書をもとにですね、業者さんが御自宅今当家と言いますけど、当家に行行って工事を行いました。工事が完了したので、通常であれば完了届というものを私ども頂いて、それに基づいて検査をするという流れなんですけど、工事は終わっているんだけど完了届が出てこないという状況が続きました。

この代理人の方に、当家の方と、いろいろとやりとりをした中で、5月の16日じゃ工事が終わってるんであれば現地を見ましようということで、現地を見に行ったところを1か所だけ、手直し、ただいま説明のあった手直しの部分がありました。それで、その手直しの部分を直していただいた後に完了届を正式に出していただいて、それでもう一度検査をしましょうねというところで、その場は流会したんですけども、その後何の動きもないという状況だったんです。

我々もう工事が終わっていた事実はその場で確認しておりましたので、早くこれを解決しようということで、業者さんと当家とそれから下水道課3者で話し合いをしましょうということで、再三、その話し合いの場を設けることでお話を投げかけたんですが、なかなかその話し合いの場に応じてもらえず、時がたちまして、8月を迎えたわけです。

8月になって5月の16日のときに、工事が終わっていたんだから、下水道にはつないであるんだろうなということで、8月22日に確認をしたところ、下水道につながっているという事実が確認できましたので、それでは、使用料を頂こうかということで使用料の請求をしたところでございます。

石松議員おっしゃるとおり、正規の手続を経ていないものですので、無断で接続をしたという形になりますが、ただ、スタートの段階できちんと、申請書が出てきて、一連の流れで工事が完了しているものですので、なるべくその、ちゃんとしたルールにのっとった形で整理をしましょうということで、我々は話を投げかけながら、進めてきたというところでございます。

完了が行われないまま接続しているということに対しては、もちろん好ましいことではございませんので、そこを是正したいということで投げかけをしていたが、なかなかそこに応じていただけなかったということで、現在に至っているという流れでございます。

○安見委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 これ3回目で最後なんと言えないんですけど、そういう経過は分かるんですよ、見れば分かるから。要するに、一部手直しが本当は必要だったと。私も同じこと繰り返して言っているんですけど、必要だったものを、やるべきことをやらないでつないだってことは問題あるじゃないですか。このところの責任とか問題については、何でも問題が発生しないで、いきなりこの料金の問題になるわけですか。

一番の問題はここじゃないですか。完了していないものを接続したっていう。これが何でも問題にならないのか。そっちのほうは私は分からないのです。

○安見委員長 上下水道部長友部邦男君。

○友部上下水道部長 議員おっしゃるとおり、無断接続についてのペナルティというのは当然ございますので、そちらのほうの手續をすべきということも十分私どもも理解をいたします。ただ先ほどの説明と重複してしまうんですが、お互い悪意があって、この工事をやったわけではなく、きちんとした手續を進めしながらやっていくという、そういうそれぞれの意思があったという部分がありますので、何とか解決したいという思いで、我々も相手にいろいろ打診をしてきたんですが、それがまた行われていないことです。今後でもすね、こういう審査請求の話になってしまったので、この話をちょっと中座してるんですが、今後も、解決に向けた話合いをしましょうということで、我々としては今後投げかけていきたいとは考えております。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 3点お聞きします。

まず業者、どこの業者か分かりませんが、2ページの、報告書や業務日報などの記録が一切作成されていないため、客観的に確認することができない。これ日報書いてないってことはそれなりの個人事業主だと私は推測します。

もう一つが、この業者さんはですね、お客様から、下水道のこの配管の工事代を頂いているのか。

あと1点が、この排水設備の完了検査、なぜ行われなかったのか、何か緊急性の何かがあったのか、それをお伺いいたします。

○安見委員長 上下水道部長友部邦男君。

○友部上下水道部長 まず一つ目のこの業務日報のお話ですが、こちらに記載させていただいてる業務日報というのは、下水道課で、そういった記録をつけていないから無効だろうというのを、審査請求人から問われているものでございますので、業者の日報についてのことはございませんので、業者さんの日報については、今回は全く関与していないということでございます。

それから工事代金については、これは当家さんと業者さんの間の問題なので、細かく我々、入り込んではないんですけれども、聞いたところによりますとまだ工事代金は、支払われていないというふうには聞いております。

それから完了検査でございますが、完了検査につきましては先ほど石松議員の御質問の中でもお答えしたとおり、工事が終わっているんだから完了届を出してください。

ここ一部手直しを直した上で完了検査を出してくださいという依頼を私下水道課のほうからしておりますので、それを履行していただいた上で正規な完了検査を行いたいということで、現在、止まっているというか、進んでいないというのが実情でございます。

○安見委員長 暫時休憩します。

午後3時33分休憩

午後 3 時 3 8 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 経過について今聞いたんですけど、その経過の中で、下水道の部分は解決しようとしてやってきてるんですけど、そもそもが、土地所有者、この請求人に当たる人と、排水設備業者の問題じゃないかと私は思っていて、その経過の中で、接続をされてしまったというか、申請を出したけども、完了届が出ないまま接続をしてあるという事実が発覚したということで、それは排水設備の業者と地権者、つまり請求人が本来であれば話し合っ、そこは責任持って 2 人でやるということが望まれるんじゃないかと思うんです。その中で、この経過を見ると、処分庁が請求されてるからやってるんでしょうけども、本来であれば、排水設備会社がおかしいんじゃないかということで、頼んだ人は排水設備のほうに、解決を求めるというところだと私は思います。

最終的に接続してあるので接続してどうするかというのは、下水道課の判断として、料金をとっているという状況で、これが水道であれば、料金ということで考えると、止めることはできる。でも、排水設備であるので止めることはできないし、生活がそこに排水が流れないと問題が起きるということもあるので、最終的には請求をしてるという経過なのかなと私は思うので、経過の中でいくと、最初の経過のア、イ、ウがありますけども、そこは排水設備の業者と地権者の問題ではないかと、私は認識しています。以上です。

○安見委員長 ほかに経過について質問がある方いらっしゃいますか。

畑岡委員。

○畑岡洋二委員 申し訳ないですけどちょっと私、事象と誰と誰がそれ頼んだ請け負ったってというのは申し訳ないですけど、まだ理解できてないんで本当の意味でのこの流れが読めないというレベルの質問になりますけど申し訳ないですけど、質問させてください。

今の浄化槽が壊れたと。浄化槽を含めて水道を使っていた人がいたと。この人が、排水どうするんだよということを、下水道設備屋さんに、お願いしたのかどうかっていうことをまず知りたい。要するに、誰が頼んで誰が動いたってことが、分かればもう少し私の頭の中が整理されるかなと思ったんですよ。まず 1 点がそこね。誰かが頼まないことには設備屋さん来ないわけですよ。当たり前ですよ。それは土地所有者なのか。でも、今の話聞いていると年配の方のようなんで多分土地所有者ではないんだろうと私は想像するけどそこははっきりと説明願います。

そうすると設備屋さんが来ました。そこで設備屋さんが動きました。でもそれを、おおよそできましたっていう確認しようと思って、下水道課の担当者が行きましたけれども、これはちょっとまだ不十分だよということを言ったんですよね。それを受けて、そのあとがごちゃごちゃになってはいるんだけど、まずその、1 番最初のきっかけの依頼主って

というのは、審査請求人または代理人、要するに今回のものを訴えてる人なのか。訴えてる人じゃないのかっていうことを御説明頂きますまずお願いします。

○安見委員長 上下水道部長友部邦男君。

○友部上下水道部長 まず設備会社さんにこの工事を頼んだのは、今回の審査請求人の代理人となっている方でございます。それは、代理人の方から苦情相談を頂いたときに、私が浄化槽切替え工事を依頼しておりということを明確におっしゃっております。

この当家にお住まいになってるのは、高齢のお母さんとその息子さんの2人が住んでおります。その代理人は息子さんの妹さんなのですが、妹さんは、別のところに住んでいる方なのですが、それを当家に住んでいらっしゃる方が少し知的障害があるということで、こういった手続関係は全て代理人の方がいろいろやっていたということです。

○安見委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 要するに代理人が、お願いしたんだったら、代理人は、接続することを知らないなんてことはあり得ないと私は思うわけです。どの段階まで進んでるかどうかは別にして、頼んだんだから、できましたよっていうその署名がないのはちょっとこれはいろんな問題があるにしても、要するにお願いしたという事実は誰から発信したのかなと私は知りたかった。それが今のここの請求人本人ですよ。本人がいろいろ理由があって代理人さんが動くってのはそれはいいんだけど、だっとなおさら代理人は、工事をお願いした人なのかどうか。当人だったら、何で今さら接続することを私知らないなんて、いうことができるんだろうと私は思う。まずそこがどうだったかなんですよ。誰が、始まりなのか。始まりの人は絶対分かってるわけですよ。

そういうことでその辺どうなんですか。

○安見委員長 上下水道部長友部邦男君。

○友部上下水道部長 すいません、ちょっと説明が足りませんでした。

お願いしたのは、代理人の妹さんいわゆるこの審査請求人の代理人です、お願いしたのは。

業者さんとお話をして、下水道につなぎましょうということでお願いしたのは、この方ですので、工事が行われることはちゃんと把握はしていたと思います。

ただ、この申請書、工事を行うに当たって、下水道課に出す申請書、この申請書を出すときに、最終の確認を代理人の方にしなかった。ですので、代理人は、私はこの申請書は知らないから、この工事は無効だというふうにおっしゃってるということでございます。

○安見委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 3回目になりますから、要するに、別な人が工事しろと言って、使う立場にあったこの方の代理人が私知らないと言ってるわけじゃなくて、問題があるから、多分何かの形で問題があるよねということがこの代理の方に、一緒に同居してないけれども、だから私、当事業者にお願いするよということだと思ふんです。そうしたら、この人が

言ってることが筋が、ここだけでも通ってないんじゃないかなと思ってそれが、それこそ、いつまでつながないんだよっていうもん食うぐらいだったら普通だけでも、せっかくつないでくれたわけじゃないですかというのが一般常識だと思うんだけど、とにかくそのつないでくれよと言った人が、つないだことに対してお金を払いたくないっていうのは、私からすると何とも非常に不思議でならないということです。

以上です。

○安見委員長 ほかに経過で、説明を求めたい・・

田村委員。

○田村泰之委員 これ言っときます。私はこれね、二つ考えます。

内桶議員が言ったように、業者とお客さん、それは事件A。今の問題、市役所下水道課とこのお客さんの問題、事業者とお客さんの料金の未払いの件は、事件Bって考えてますので、そういうふうに理解するんで、そのような形で私はちょっと頭の中整理させてもらいたいので、よろしくお願いします。

○安見委員長 ほかに経過についてただしたいことある方、いらっしゃいますか。

小藺江委員。マイクお願いします。

○小藺江一三委員 部長らの、いろいろな説明を聞いていると、一つでかいミスをしているのだ、お前ら。一言言って何だけど。申請書を受け付けるときに、代理人だか何だか知らないけど、その署名がなかったとか書類がないから、あーだのこうだの、だだこねているんだっぺと思う、私が聞いている範囲では。署名をしていないのを、受け付けたことが、お前らの、でかいミスなんだよ、一つの。役所にいるくせに。役所の職員のくせに、そういうことを調べない大ミスをしているんだよ。大ボカをやったんだよ。だから、こうやって、何も役所では、一つもミスがなく、こうやってきたんだよという説明をしているけど、大ボカをやったんだよ。そこら辺が一つの原因。だからそこら辺は、平謝りに謝ってこうして、工事も終わった。そういうことで、請求したんだということで、これ、一つだけそこだけ、謝んなきゃなんめ、お前ら、申請を受け付けちゃって工事やらせちゃったんだから。

○安見委員長 上下水道部長答弁邦雄君。

○友部上下水道部長 申し訳ございません、ちょっと反論するような形になって大変恐縮なんです、申請書につきましては、必要事項は全て記載がされていたんです。ただ、先ほども、下水道課の瑕疵という部分は土地の所有者がお母さんで、申請者が息子さんだったのにそこが違うっていうときは、土地所有者の同意っていうのもらう欄があるんで、そこは抜けてしまってたというのは事実なんです、申請書それ以外の申請書は全て網羅されておりました。

通常、東京の方が申請書を出しに来るっていうケースはほぼない状況ですので、やっぱ専門的なものを書く申請書になりますので、代理人というその業者さんが提出してくるっ

ていうのがもうほぼ全て一般的な話でしたので、その場で当家の確認取ってますよねっていうような確認は、通常していなかったというところで受付をしたっていう形でございます。

○安見委員長 小藺江委員。

○小藺江一三委員 難しい書類だから専門の業者が作って、こういうことで下水道のあれを申請すつから、下水道を使用する誰でもいいから、サインしなくちゃなんねんだっぺ、本当は。こういうことで工事やってやってください、工事をお願いしますってことを、サインしなくちゃなんねんだっぺ。その説明がなかったために、なかったんだっぺこれ、どっちしろ、誰でもいいから。それがなかったために、こうた駄々こねているように、私らには聞こえたんだよ。こういう工事無効だと。だから俺は、銭払えないって、言ってんだっぺこれ、来たのか、どっちなんだいこれ。

○安見委員長 上下水道部長友部邦男君。

○友部上下水道部長 はい、確かに当家の方は頼んだ私が申請書に署名も押印もしていないから、これはそもそも無効でしょうというのが、当家の方のおっしゃってることでございます。ただ、ただその申請書を書く、再三で申し訳ないですが、申請書はやっぱ、指定工事店、業者さんの力がないとなかなか書けないって、当然、自宅に入って間取りとかも見ないと、どこに排水があるのか、そういったのも確認しないと、外にこういう柵付けましようねっていうのの決定もできないので、当然当家の方との話合いは、行われた上で、工事を進めたというところだと思います。だから工事をやること自体には、打合せをきちんとされていたと思います。ただ、その申請書を出すときに、業者さんが当家に最終確認をし、本来であれば署名押印をお願いしますって持って行って書いていただければよかったんでしょうけれどもそれを、やらずに、代理で署名して、我々のところに提出してしまったというところが、当家としては不備だろうと。もちろん委員おっしゃるとおり、我々もしっかり確認をすべき点はあったかと思いますが、申し訳ございません。一般的に業者さんが提出するのが通常の形というところで受理をさせていただいたという部分でございます。

○安見委員長 小藺江委員。

○小藺江一三委員 だから、ミスしたところは、ちゃんと謝るっていうかあれして、工事はきれいに終わってんだから、今度は当家が下水道を使っているっていう、その話だっぺはあ。これ出した人は、下水道を使ってる人が申請出しているのか、これ、処分撤回というのは、審査請求に関する諮問。

○安見委員長 上下水道部長、友部邦男君。

○友部上下水道部長 この行政不服審査を提出なされた方、審査請求人とその代理人となっておりますが、この方のお宅で工事が行われて、今は下水道につながっているということでございます。

○安見委員長 よろしいでしょうか。

経過について、質問のある方、石井委員。

○石井栄委員 そうしますと、申請人の不確知というところで、審査請求人及び代理人は、提出された事実は・・・

○安見委員長 石井委員、経過についてまず質問頂いて、細かいところの主張とそれに対する見解についてはまた区切って質問を受けたいと思うんです。ですから経過について今事実確認を正確に把握するために質問を受け付けてます。

○石井栄委員 じゃそのことです。

そのことを、審査請求人代理人は事実は承知していないわけですよね。このことについて、署名した事実はないということを主張しているということと、それからもう一つ、市は、直した上で完了検査を行いたいということを業者にも話してんですか。それとも、申請人と代理人と両方だけ。両方に話していても、沙汰はないということなんですか、返事がないということなんですか。

○安見委員長 上下水道部長友部邦男君。

○友部上下水道部長 一つ目の質問ですけれども、工事をやることは、当家の方も、工事をお願いしたのは当家の方もお願いしてます。ただ、工事をやるに当たって、手続が必要になりますね。その手続は、申請書、下水道につなぎますよってという申請書を書いていただいて、それを下水道課に提出していただいて、下水道課でその中身を確認して、この形であればつなぎ込みの工事をやっても大丈夫ですということでお返しをして工事をやるということなんです、その申請書を書くところで、当家の方は申請書を書いた覚えはないと、出された事実は知らないとおっしゃってるということです。それがまず一つです。

もう一つが、業者さんにご当家さんと両方に手直しが必要なことと言ってあるのかということだと思いますけれども、正直、この話が持ち上がってから、当家と業者さんの間の接点がなくなってしまっております。業者さんのほうも何度も連絡を入れているようなんですが、相手の方と、電話にも出ていただけないということで、業者さんにご当家さんとのつながりは、この時点で無くなっていた、できなくなってしまうたということですね。そういう状況でしたので、下水道課が間に入って、つなぐ役目を担ってやってまいりました。

そういう流れですので、当然、5月16日最初に現地を確認したのは下水道課と当家の方なんですけれども、そのときにここは直しましょうねって言ったことについては、下水道課から、業者さんのほうにはお伝えをしてあります。あとは業者さんのほうにご当家のほうでよく話し合いをして当然手直しをするにもお金がかかることでしょうか、お話し合いをして進めてくださいというようなお願いをしているのがそのときの対応でございます。

○安見委員長 石井委員、理解できましたか、大丈夫ですか

○石井栄委員 繰り返しますが、いいですか。

そうすると5月16日に現地確認をしたときに、業者と、当家の人に市が確認したわけじゃなくて業者に言ったということですか。

○安見委員長 上下水道部長友部邦男君。

○友部上下水道部長 すいません。私の説明が悪くて、5月16日の現地確認は、下水道課と当家の方、いわゆるこの代理人の方ですね、その方で現地を確認をいたしました。

その現地確認した結果について、ちょっと手直しが必要だよっていう結果については、当然、ご当家の方はその場にいらっしゃったので、当然お伝えしました。そのあと、ご当家の方と業者さんの接点がなくなってしまっていたようなので、下水道課から、業者さんのほうには、ここの直しがあるよっていうことはお伝えをしております。御理解いただけたでしょうか。よろしいでしょうか。

○安見委員長 ここまで経過について各委員から質問を受けております。どなたが最初に、工事を頼んで、誰が申請者で、その後のいきさつがというところを、あらかたお聞きしていただいたものと思いますが、ほかにございますか。

西山委員。

○西山猛委員 曲があって、枡をつけなくちゃいけないっていう指導が、かかったわけですね。その解決がどうなってるのか。それと、今現在、当家、誰でもいいです、当家で、何か実害があるんですか。実害、この2点。

○安見委員長 上下水道部長友部邦男君。

○友部上下水道部長 下水道課のほうで手直しをお願いしました。枡の設置につきましては、現在も直っていないと思われます。ただ、8月最終で現地に行ったのが8月22日ですので、それ以降の現地の経過は確認していないのが実情でございます。また、当家からも直した直さないの連絡は現在のところ一切ないというのが現状でございます。

それから、当家に対する実害でございますけれども、実害は、ないんじゃないかとは思いますが。まず実害がどういうものが実害になるのかという、そもそもそこがちょっと私今ちょっと、理解できないんですけれども、まず、一般的に生活をしていく上で、生活排水は通常どおり、外に流して処理できていると思いますので、生活上は特に実害はないのではないかと思います。

○安見委員長 西山委員。

○西山猛委員 そうですね。浄化槽が壊れちゃって、公共下水の接続を求めて、お願いしてそうなったわけでしょう。つながったわけでしょう。

それで1点だけね、現在枡が必要だって場所に枡がついてない、でも接続してあるから、それを今度使用しているということですよ。そしたら、使用してるんだからそれは実益ですよ。実益あるけど実害はない。まして今お話を聞くと、業者にも、支払いがされてな

い。それは業者との、もう信頼関係がなくなったんだ。どんなことだとしても連絡がとれない、イコール支払いはしてないということは実益になってしまうような話だと思うんですよ。

問題は、料金を取るということ、発生して取ろうとしようとするのは、枅のことを、飲み込んでしまったってことだと思うんですよ、そこはね、飲み込んでしまった。要するに、料金発生しているから、それはもう正規なものみなす、というふうに捉えてしまうんじゃないかなと思うんですね。

そもそも、こんな事例っていっぱいあると思いますよ。下水道が普及したときに、こういう手続上、代理に業者が自分でどっかのハンコを持ってきて押したりとか、そんなことはいっぱいあると思います。でもそれを一つ一つやったらそういう問題になるんでしょうけども、まさにそういうことも一つだと思うんです、今回の件はね。

料金を、請求することが妥当なのかどうかということの方が、何か問題のような気がしますけど。不備なんですよ。ここだけは間違いはないんでしょう。ルール上ね。不備なんですよ。曲があるところは、そんな大きな曲じゃないかどうかは別としても、曲があるところは枅をつけなさいよ、接続するとき枅をつけなさいよ、ということがルールなんですよ。そのルールは無視しているんだけど、つながって使ってるからお金を頂きますよっていう方が、どうなんですか。そのほうが、後々ここで当然棄却みたいな理屈になるんじゃないかと思いますけども、皆さんの考えがあるか別としても、何かそれ問題になっちゃうんじゃないですか。

部長答弁してもらえない。

○安見委員長 上下水道部長友部邦男君。

○友部上下水道部長 はい、はいおっしゃるとおり、ルールどおりになっていない状態でつながってるということは問題だと思います。ただ、我々としては既に下水道につないで使用しているという点を重視しまして、使っているのであれば、料金を頂こうという判断で、下水道使用料の請求をさせていただいたというのが実情でございます。

今こういう、言い訳になっちゃいますがこういう審査請求とかの話になってしまったので、そういう修理をしてくださいとか、そういうお話をするものじゃなくなっているもので今はこの件については中座していますけれども、解決に導くためにはですね、今後もこの修理、ここの手直しだけはお願いをするということは、今後も継続してやっていきたいとは思っております。

○安見委員長 西山委員。

○西山猛委員 この審査請求があるから、それをすぐ言わないよとかじゃなくて、指導というのは常に、定期的にすべきことなんじゃないですか。それが消えるっていうのはおかしいと思う。まずね、それを一つ。

料金を、払えっていうことに対して、払わないよっていう理由っていうのは、単純に、

書類上のミスがあった。知らないうちにそうなってしまった、抜けていた、代筆したとか、そういうことなんですよ。そういうことですよ。はい、分かりました。いいです。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 部長、一点聞かせください。

枅が、1個入ってなかった、1か所ですか。

○友部上下水道部長 1か所です。

○田村泰之委員 それはドロップ枅の45度なのか90度なのか、それちょっと聞きたい。枝線になっているのか。

○安見委員長 上下水道部長友部邦男君。

○友部上下水道部長 はい、90度の専門的な話になっちゃいますけど、Lボっていうので、つながっているんですが、90度曲がる時には、その枅をつけて、要は曲のところで詰まりやすいので、詰まんないように上から見えるように枅をつけて、万が一詰まったときは直せるような、いわゆる下水道のマンホールのちっちゃいものですね。それをつけてくださいという指導をしたというところでございます。

○安見委員長 田村委員

○田村泰之委員 150×100×100のLボと小口径枅って理解しました。それで、90度のLだから、2次排水がないので、150の立ち上げのところに、雨水とかそういうの接続なんかしてないですよ。

○友部上下水道部長 それはないです。

○田村泰之委員 じゃ、大丈夫です。

○安見委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 やっぱ私も西山委員が言ったところがポイントだと思ってるんですよ。棄却してもいいんですけど、棄却した場合に請求が発生しますよね。請求が発生してそれを行った場合に、だって違法でつないでるってことを、オーケーにしちゃうわけじゃないですか。そこがやっぱり私は一番問題なんです。そこをどうクリアするのかっていうのを、棄却をするという結論を出す前にきちんと説明していただかないと、まずいんじゃないかなと思うんですが、これ棄却した後その問題を解決するんですか。

○安見委員長 上下水道部長友部邦男君。

○友部上下水道部長 解決に向けて、鋭意努力していきたいというか、説得をしていきたいというふうなお答えになってしまいます。

ご当家が、これをきちっと飲み込んで頂けなければ、進まないお話ですので、そこは、継続して、投げかけをしていきたいと思います。

○安見委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 だからこの審査請求、これで終わりじゃなくなるわけでしょ。そうすると違法接続を認めたっていうことが今度問題にされる可能性も出てくるわけじゃないです

か。そういうことについてはどう考えてるんですか。

○安見委員長 上下水道部長友部邦男君。

○友部上下水道部長 ただいま申し上げたとおり、解決に向けた指導ですか、そういったのを継続していきまして、1日も早く解決してもらうようなことで進めていくということしか申し上げられません。現状、法的に排水を止めてしまうと、そういったことはできないと思っておりますので、つないだ状態のまま、止めることはできないと思いますので、1日も早い解決のほうに導いていきたいというふうに思っております。

○安見委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 止めろと言ってるわけじゃないですからね。棄却をしたら請求が発生するってことは、違法接続を認めたということになるでしょうということです。止めろとか言ってるわけじゃないです。そうなった場合にそれが今度は論点になってくるじゃない。審査請求、この後裁判なのかどうかわかんないんですけど、そのとき逆にそこを問題にされちゃうじゃないですか。

○安見委員長 暫時休憩します。

午後4時09分休憩

午後4時16分再開

○安見委員長 休憩を取戻し会議を再開いたします。

経過についての質問は、おおむね出尽くしたかと思しますので以上とします。

今後はですね、以降は、審査請求で請求人が申し立てる内容、それから、それ対して処分庁がとった判断、この分について、確認等の意味で質疑があればお願いをいたします。項目を区切ると申しましたが、審査請求の内容どれということによっていただいて、それに対して分からない点があれば質問頂くということで、請求内容についての質問ということで一括で受けたいと思います。

ございますか。

石井委員。

○石井栄委員 1ページのアのところですよ。審査請求人及び代理人は、提出された事実を承知しておらず、かつ署名した事実はないと。実態としては分かっているけれども、こういうことを言ってるわけです、向こうが。ということは、署名してはいないというのが、事実であるとしたら、これ裁判になったらどうなんですか、このことは。

○安見委員長 上下水道部長、答えますか。

上下水道部長友部邦男君。

○友部上下水道部長 裁判の結果については、申し訳ございませんが、お答えはできない部分でございますので、そのような事態になったときの判断に従いたいと思います。

○安見委員長 西山委員。

○西山猛委員　ちょっと今、石井委員の質問と重なってくれんですけど、この完了検査っていうのは、請求人と代理人双方のどちらか一人は立ち会っているんでしょうね。確認してください。

○安見委員長　上下水道部長友部邦男君。

○友部上下水道部長　正式な完了検査というのは行っていないというのが現状でございます。工事が完了して、当家から完了しましたという完了届が出されて初めて検査に行くという形ですが、ただ今回は、工事が終わってるんだけどという申出があって、現地見ましようということで、何て言いますか、正式な検査ではなく、現地を見に行ったところ、発覚したということです。

○安見委員長　西山委員。

○西山猛委員　当家のほうから工事終わったんだということなんですよ。ということは、この申請書が提出された事実は知らないってことでしょ。知らない、署名はしてない、でも終わったよって言ってるんでしょ。整合性ないじゃないですか、全然。全然おかしくないですか。何やってんのって、僅か5、6分の間に全部工事ができちゃって、きたらこうなったという話と違うでしょう。なおかつ終わったんだっていうことを認識してんでしょ。これは何か、不確知って言ってんのこれ、不確知。それはちょっと整合性がないですよ、だから皆さんがそう思ってるかどうか聞きたい。

○安見委員長　上下水道部長友部邦男君。

○友部上下水道部長　私のほうも当然当家が知らなければ工事できないし、工事業者がガタガタガタガタたやるっていうことはあり得ない話ですので、当然、承知していることと思っております。

○安見委員長　よろしいですか。

ほかに審査請求の内容とそれに対する判断について、質問ある方いらっしゃいますか。おおむね皆さん資料を見て御判断がついていると、そう理解してよろしいでしょうか。特に、制限を設けて質疑を受けたとして、追加で質疑をされる方いらっしゃいますか。

○安見委員長　小藺江委員。

○小藺江一三委員　一つだけ。重複すんが、申請書に署名したことねえって言うんだが、下水道課ではそれを受け付けた。

今度は、完了検査。100メートルも200メートルも先の下水道工事やってるわけじゃねぐ庭先で工事やってんだから、当家ではそれよく分かってるわけだ。分かっているんだけど、完了検査の申請が出てねえから、検査に行かなかったと。恐らくまだ合格のステッカーは貼ってねえんだっぺから、完了検査完了してねえんだから。それにもかかわらず、工事が終わってんだから料金をかけたっていうミスだな。

お前らは二つミスした。それだけ。

○安見委員長　ほかにございますか。ないようであれば・・・

○小藺江一三委員 ミスだと思わねえのか。だって、完了検査を、だろうだろうで、料金かけてんだっぺ、お前ら。切符発行したんだっぺ、だろうで。だろう。

○安見委員長 上下水道部長友部邦男君。

○友部上下水道部長 すいません、極端な話になってしまうかと思うんですけども、申請書が出されて、当家が署名してないっていうのを置いといて申請書が出されて、我々がこの申請書どおりに工事やっていいですよと回答書を出して、その後、当家から工事終わったよっていう話がなければですね、工事が終わってること自体全く我々も承知してないままずっといたということも考えられるんです。ただ、当家から工事が終わってるんだけどというお話があったので、完了届出てないけど、その前にもいろいろと当家とはやりとりがあったんですが下水道課で、現地で確認しましょうって。行って分かったのが、先ほど来御説明している話でございます。

ちゃんと手続してやりましょうねっていう話になったんですが、それが進んでいかないということになったので、やむを得ず8月22日にもう一度現地を確認して、下水道の接続を確認した後に料金請求をさせていただいたということです。確かに完了の届けも何もないのに検査したのはおかしいだろうとおっしゃるのも当然のことだと思いますけれども、そういう申出があれば、我々は完了届できてないんでないから、現地には行きませんよともなかなか言いづらかったという部分もございますので、そこは、御理解を頂きたいと思います。

○安見委員長 小藺江委員。

○小藺江一三委員 全然、意思がねえようなごじゃっぺなこと言ってんな、言葉悪いけどが、正直にお前ら言えよ。全然私らには非がありませんて答弁してっと同じだっぺよ。

○安見委員長 上下水道部長友部邦男君。

○友部上下水道部長 まったく非がないというふうにお伝えしているのではなく、やはり、最初の段階での配慮も足りなかったし、その土地の所有者がお母さんで申請人と違ってのに、署名を求めなかったっていうところの瑕疵は本当にありますので、全く、こちらにミスはないということではございません。ただ、申し上げたいのは、やっぱりこの我々もミスはありましたけれども、それが何ていうか決定的なミスというよりもそれよりも、その当家と業者さんの間のちょっとやりとりのほうで不具合があったというほうが、大きいんじゃないかなというのが我々の見解でございます。ミスが全くないということではございません。瑕疵は瑕疵でしっかりと認めさせていただきたいと思います。

○安見委員長 よろしいですか。ほかに質疑がないようであれば、質疑を終結いたしますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では質疑を終結いたします。

この案件につきましては、総務企画委員会が審議するに当たり、建設産業委員会の所管

である下水道課の説明を求めるため、連合審査会の開会をお願いしました。

この後、討論、採決となりますが、付託を受けた総務企画委員会での討論、採決となります。質疑において様々な意見、貴重な意見等を頂きましたことを感謝申し上げます。

暫時休憩します。

午後 4 時 2 5 分休憩

午後 4 時 2 6 分再開

○安見委員長 会議を再開いたします。

これ以降は総務企画委員会での討論採決となりますので、同席頂きました建設産業委員会の皆様は御退席をしていただいて結構でございます。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 2 6 分休憩

午後 4 時 2 6 分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

討論を行います。討論ございますか。

ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。本諮問に対しては、諮問書のとおり、棄却すべきであると答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本諮問に対しては、諮問書のとおり、棄却すべきであると答申することに決しました。

ここでお諮りをいたします。ただいまの決定のもとに答申書案を作成することになりますが、私と副委員長に、本日の内容を踏まえて、一任させていただきたいと思います。その際に、お借りするのが棄却すべきであると答申することはそのとおりでございます。それに対して、議論の中で出ましたようなことに対しまして何か苦言なり要望を加えた形とすべきかどうかについてだけ、お諮りをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

西山委員。

○西山猛委員 当然、今の話を聞く限りでは、行政がやったことは真っ黒なんです。大きい小さいは別として、真っ黒、ね。不備があったのをそのまま受けてるわけだからそれは真っ黒なんです。料金を請求することについては、この状況でいけば当然だと思いますね。ただその前段のこの中で、この部分があってそれに対しては、この請求を起こしてる者

の言い分もあると思うんです。だから、行政の非はきちっと認めた上で、その部分を、簡単に結構ですから加えていただいて、その上で全体を見たときに棄却すべきというような、意向だというようにしてもらったほうが、議会の立場としてはいいかなと思います。

○安見委員長 暫時休憩します。

午後 4 時 2 9 分休憩

午後 4 時 2 9 分再開

○安見委員長 会議を再開いたします。

ただいま頂いた御意見ですが、執行部側に瑕疵の事実が認められるという現状を加味しまして、答申書案に何らかの苦言要望を加えた形で作成をいたしたいと思います。

内容につきましては、本日の会議の内容を踏まえて、私と副委員長に一任を頂きたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ありませんのでそのように決定いたしました。

なお、当委員会で作成いたしました答申書案については、最終日、本会議において、委員長報告として、議案審査の経過とあわせて報告させていただきます。

以上をもちまして、連合審査会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 4 時 3 0 分閉会